イ　チャネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）七・五MHz、（±）一二・五MHz及び（±）一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

ウ　チャネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）一〇MHz、（±）一五MHz及び（±）二〇MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

エ　チャネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）一二・五MHz、（±）一七・五MHz及び（±）二二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(2)　連続する搬送波を同時に送信する送信装置

同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波について(1)アからエまでの許容値を適用する。

3　設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
連続する搬送波による送信	七一八MHzを超え七四八MHz以下	二
	八一五MHzを超え八四五MHz以下	二
	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	二
	一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下	二
	一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下	二
	一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下	二

4　設備規則別表第二号第12の5(5)の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合における当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	周波数の幅
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以下
五MHzと一五MHzの組合せ	一九・八MHz以下
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一九・九MHz以下

第一項第五号(2)中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同(2)ア中「送信装置」の下に「又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置」を加え、同アの表注を同表注1とし、同表の注に次のように加える。

2　連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあっては、次のとおりとする。

(1)　同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

(2)　同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあっては、当該一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値）を満たすこと。